

年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

所在地  
宗教法人名  
代表役員名  
電話番号  
包括法人名 ○○宗(○○派)

※法務局に登録された  
法人の(代表者)印

印

※単立の場合は記載不要

## 証 明 願

登録免許税の非課税証明のため必要ですので、次の物件が宗教法人法第3条に規定する不動産に該当することを証明願います。

### 物件の表示

土地 所在地 ○○○市△△△字□□□  
地番 217番  
地目 宅地  
地積 1302.81㎡

※登記申請書類に併せて法務局に提出する証明書になります。  
登記事項証明書記載のとおり、誤りのないよう記載してください。  
(地番、単位の表記に注意)

建物 所在地 ○○○市△△△字□□□  
家屋番号 1111番  
種類 居宅  
構造 木造木羽葺平屋建  
床面積 44.79㎡

### 手数料(1通400円) 納付済証添付欄

- 裏面「山梨県手数料納付連絡票」をレジ設置窓口に持参して、手数料を納付してください。
  - 納付後に発行される「納付済証」を本申請書に添付してください。
- ※「山梨県手数料納付連絡票」は手続ごとに異なります。必ず本申請書の裏面にある連絡票を御使用ください。

上記のとおり相違ないことを証明する。


令和 年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎

※知事の証明印を押すスペースです。  
この箇所には記入しないでください。

(登録免許税非課税証明願 裏面)

## 山梨県 手数料納付連絡票

|  |  |  |
|--|--|--|
| 手数料名   | 第五百七十号から前号までに定めるもの以外の証明手数料（登録免許税非課税証明） |  |
| 略称   | 登録免許税非課税証明                             |  |
| 納付金額   | 400円                                   |  |
|  |  |  |
| <p>◆ 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 手数料等を納付するときは、本票をレジ設置窓口に持参してください。</li><li>・ 窓口で手数料等を納付されましたら、レシートとともに発行される<u>納付済証</u>を受け取り、申請書等と併せて、<b>行政法務課法人担当</b>へ御提出ください。</li><li>・ <b>納付済証は再度の発行を行うことができませんので、大切に保管してください。</b></li><li>・ <b>キャッシュレス決済の場合、領収書を発行することができません。</b><br/><b>領収書の発行を希望される場合は、現金による納付をお願いします。</b></li><li>・ 山梨県証明事務手数料条例（山梨県条例第8号）第2条第2項の規定により、原則として納付した手数料は、還付されませんので御留意ください。</li></ul> |  |  |
| <p>◆ 手数料等収納用レジの設置場所</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 下記QRコードから御確認ください。</li><li>・ 取扱手数料が「すべての手数料等」と記載されている窓口で納付してください。</li></ul>   |  |  |
|   |  |  |